

# 令和5年度物価高騰対策給付金(均等割世帯)申請書

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)

黒潮町長 様

町受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】に誓約及び同意の上、令和5年度物価高騰対策給付金(均等割世帯)を申請します。

## 1. 申請者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
			電話 ( )

## 2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する市区町村民税課税証明書を添付して下さい。(該当者全員) ※市区町村民税課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

No.	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	性別	個人番号		令和5年度市区町村民税均等割課税状況
				生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる 異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載	
1	(申請者)	本人	□	□	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □均等割のみ課税 □所得割課税 □未申告
2			□	□	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □均等割のみ課税 □所得割課税 □未申告
3			□	□	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □均等割のみ課税 □所得割課税 □未申告
4			□	□	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □均等割のみ課税 □所得割課税 □未申告
5			□	□	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □均等割のみ課税 □所得割課税 □未申告
6			□	□	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □均等割のみ課税 □所得割課税 □未申告
7			□	□	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □均等割のみ課税 □所得割課税 □未申告
8			□	□	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □均等割のみ課税 □所得割課税 □未申告
9			□	□	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □均等割のみ課税 □所得割課税 □未申告
10			□	□	□現住所と同一 □異なる	□非課税 □均等割のみ課税 □所得割課税 □未申告

裏面も必ずご確認ください

### 3. 振込口座(原則、1. の申請者の口座とします。)

- ① 下記の現に使用している世帯主(申請者)名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
- 町民税等の引落口座  児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)
- ※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。
- ② 下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入金のない口座を記入しないでください。)
- ※ 下欄に記載し、振込口座を確認できる書類を添付してください。

#### 【振込口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をご記入下さい。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、黒潮町役場 地域住民課(電話0880-55-3112)にお問い合わせください。

#### 【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

- 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約及び同意します。

- 令和5年度物価高騰対策給付金(均等割世帯)(以下「給付金(均等割世帯)」という。)の支給要件(※)に該当します。  
※ 給付金(均等割世帯)の支給対象となるためには、次の要件を全て満たすことが必要です。  
ア 世帯の全員が、令和5年度市区町村民税所得割が非課税である。  
イ 世帯の全員が、令和5年度市区町村民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
(注)市区町村民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- 世帯の中に、市区町村民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 給付金(均等割世帯)の支給要件の該当性等を審査等するため、黒潮町長が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 黒潮町長が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年5月20日までに、黒潮町長が申請者に連絡又は確認できない場合には、給付金(均等割世帯)が支給されないことに同意します。
- 給付金(均等割世帯)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(均等割世帯)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(均等割世帯)を返還します。
- 他市区町村で、給付金(均等割世帯)と同様の給付を受給済ではありません。受給していた場合には、給付金(均等割世帯)を返還します。

#### 提出書類

- 令和5年度物価高騰対策給付金(均等割世帯)申請書(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

- 『申請者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

3. 振込口座の②を選択した方は『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)  
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度市区町村民税課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名